

相談支援

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて、相談に応じます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用について検討し、今後の生活について一緒に考えていきます。
- 成年後見支援センターへの相談は、来所や電話の他、ご自宅や施設などへ訪問しての相談も受け付けます。
※相談されました内容の秘密は厳守します。
相談料はかかりません。

市民後見人の養成と活動支援

- 市民後見人の養成のため、成年後見制度に関する知識や技術を身につける研修を行います。
- 市民後見人の活動が適切かつ安心して行えるよう支援します。

市民後見人とは、判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるようにその方の立場になって生活を支援していく市民による後見人をいいます。

申立手続の支援

- 成年後見制度の利用が必要な方やご家族などに申立手続に関する説明や支援を行います。
- 成年後見制度の申立に必要な書類（診断書や戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書など）の取得方法について説明を行います。

普及啓発

- 成年後見制度への理解を深め、多くの方に知っていただくために講演会や研修会などを開催します。
- 広報紙やホームページなどで必要な情報を発信します。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する出前講座を行っています。
町内会や地域福祉団体、施設等へ講師派遣を行っていますので、ご希望の方はご連絡ください。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支える

岩見沢市 成年後見支援センター

住み慣れた **このまち** で暮らし続けたいけど・・・
こんなことで悩んでいませんか？

物忘れから
通帳をなくしたり、
お金の管理が難しく
なってきた

施設入所や
福祉サービスの利用を
したいが自分で
契約ができない

成年後見制度を
利用したいと考えて
いるが、くわしい
内容を知りたい

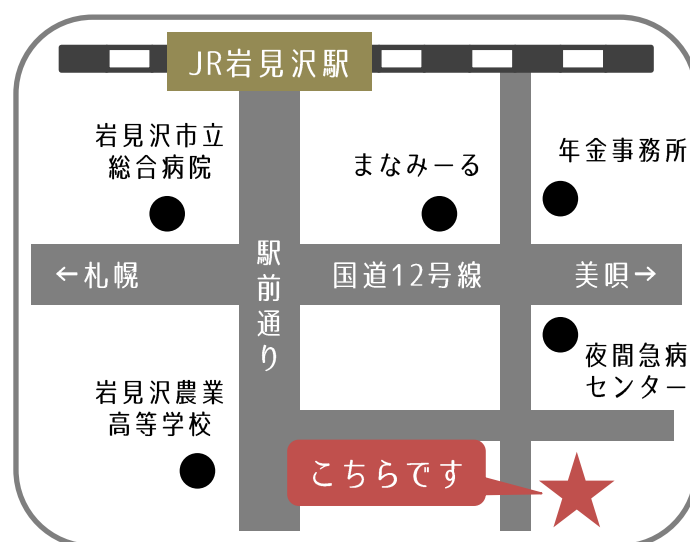
こんな悩みの
解決に向けて
お手伝いを
します

私に何かあった
とき、知的障がい
のある家族のことが
心配

今は元気であるが
身寄りがないので
将来に不安がある

一人暮らしの親が
何度も訪問販売の
被害に遭っている

～ お気軽にご相談ください ～



岩見沢市成年後見支援センター

〒068-0031
岩見沢市11条西3丁目1番地9
岩見沢広域総合福祉センター2階

TEL：0126-35-5210 FAX：0126-35-5231

URL：http://www.iwamizawa-syakyo.or.jp
開館：月曜日～金曜日／8時45分～17時30分 土日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

社会福祉法人 岩見沢市社会福祉協議会

岩見沢市成年後見支援センターは岩見沢市から委託を受けて
社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会が運営しています

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだり、不要な契約を取り消したりすることによって、本人の生活や権利を守る制度です。

成年後見制度は、次の「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

● 法定後見制度

すでに判断能力が不十分にある状態にある本人を支援するために、本人やご家族などが家庭裁判所に申立をして、成年後見人等を選任してもらう制度。

本人の判断能力の程度によって、後見、保佐、補助の三つの類型があります。

● 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した時に備えて、自分で選んだ信頼できる人とあらかじめ公証役場で任意後見契約を結んでおき、判断能力が低下した時にその契約にもとづいて支援してもらう制度。

法定後見制度

本人の判断能力が…

常に欠けている
【後見】

通常、日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わってもらう必要がある人。

著しく不十分
【保佐】

日常の買い物程度は自分ではできるが、重要な財産の管理・処分は他人の援助を受ける必要がある人。

不十分
【補助】

重要な財産の処分・管理について、自分で行うことができるか不安な人。

家庭裁判所に申立

〔申立ができる人〕

● 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者、市町村長 など

〔申立時に提出するもの〕

● 申立書	● 診断書（成年後見用）	● 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
● 郵便切手	● 本人の戸籍謄本	● 登記手数料（2,600円分の収入印紙）
● 財産目録	● 財産を証明する書類	● 登記されていないことの証明書 など

家庭裁判所の審理・審判

後見人選任

保佐人選任

補助人選任

任意後見制度

本人の判断能力が

あるうちに
【任意後見契約】

判断能力が低下

任意後見監督人選任

成年後見人等の役割について

成年後見人等は、「身上監護」と「財産管理」を行います。

（保佐・補助の場合は、援助者に付与された権限の範囲で行います。）

身上監護

本人がその人らしい生活を送ることができるよう、本人の生活・医療・介護・福祉などにかかわる手続きをお手伝いします。

例えば…

- 病院、施設との契約
- 介護・福祉サービスの利用契約
- 入院費、施設利用料、サービス利用料の支払い
- 契約内容の履行の確認、苦情の申立
- 要介護認定の申請 など

財産管理

本人の財産を本人の立場に立って安全かつ適切に管理します。

例えば…

- 預貯金通帳や証書類の管理
- 所有する不動産の管理、売却
- 年金や手当などの定期的な受け取り
- 家賃や公共料金、税金などの定期的な支払い
- 相続に伴う遺産分割協議 など

※成年後見人等の職務ではない一例

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ● 介護や食事の世話 | ● 連帯保証人や身元引受人になること |
| ● 手術や延命処置などの医療行為の同意 | ● 結婚や離婚、養子縁組の手続 |
| ● 本人の日用品の購入に関する取消 | ● 死後の事務（葬儀など） |
- ※原則、相続人に引き継ぎます。

日常生活自立支援事業 ～判断能力に不安のある方に～

認知症、知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力に不安のある方に対して、その方との「契約」にもとづき、福祉サービスの利用援助、日常生活の金銭管理等（法律行為以外）をお手伝いします。

● 援助内容

- 福祉サービス利用援助（福祉サービスの利用に関する情報提供、連絡調整など）
- 日常的な金銭管理サービス（税金、保険料、公共料金の支払い、生活費の払戻しなど）
- 書類等の預かりサービス（預貯金通帳等の大切な書類の保管）

● 対象者

在宅で生活しており、この制度を利用するだけの契約能力と利用意思のある方（病院、施設の方は、在宅で生活する予定の方以外は対象外）

● 利用料

1回1時間程度1,200円の利用料と交通費（生活保護を受けている方は無料）
書類等の預かりで金融機関の貸金庫などを利用する場合は、費用の実費がかかります。